

県中方部水災害対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、県中方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第3条 協議会は、別紙－1に定める者で構成する。

- (1) 会長は県中建設事務所長、副会長は県中地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別紙－2に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長は県中建設事務所企画管理部長、副幹事長は県中地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、県中建設事務所管理計画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

県中方部水災害対策協議会設置要綱細則

(「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議に関する細則)

(趣旨)

第1条 この規則は、県中方部水災害対策協議会設置要綱の第2条の(4)「その他目的を達成するために必要な事項」に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」を協議するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 「水防災意識社会再構築ビジョン」に関する協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(アドバイザー)

第3条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたって、県中方部水災害対策協議会設置要綱 第3条の(2)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

第4条 「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたって、県中方部水災害対策協議会設置要綱 第4条の(3)に基づき出席を求める者は、別表-1のとおりとする。

附則

この規則は、平成29年6月5日から施行する。

別表-1

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
三春ダム管理所
気象庁福島地方气象台

福島県水災害対策協議会構成員

県北方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	県北方面 (県北建設事務所管内) 県北建設事務所長 県北地方振興局県民環境部長 福島市長 二本松市長 伊達市長 本宮市長 国見町長 川俣町長 桑折町長 大玉村長
(消防)	福島市消防本部消防長 伊達地方消防組合消防本部消防長 安達地方広域行政組合消防本部消防長

県中方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	県中方面 (県中建設事務所管内) 県中建設事務所長 県中地方振興局県民環境部長 郡山市市長 須賀川市長 田村市長 鏡石町長 天栄町長 石川町長 玉川町長 平田町長 浅川町長 古殿町長 三春町長 小野町長
(消防)	郡山地方広域消防組合消防本部消防長 須賀川地方広域消防本部消防長

県南方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	県南方面 (県南建設事務所管内) 県南建設事務所長 県南地方振興局県民環境部長 白河市長 西郷村長 泉崎村長 中島村長 矢吹町長 棚倉町長 矢祭町長 塙町長 鮫川村長
(消防)	白河地方広域市町村圏消防本部消防長

会津若松方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	会津若松方面 (会津若松建設事務所管内) 会津若松建設事務所長 会津地方振興局県民環境部長 会津若松市長 会津坂下町長 湯川村長 柳津町長 会津美里町長 三島町長 金山町長 昭和村長
(消防)	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長

喜多方方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	喜多方方面 (喜多方建設事務所管内) 喜多方建設事務所長 会津地方振興局県民環境部長 喜多方市長 北塩原村長 西会津町長 磐梯町長 猪苗代町長
(消防)	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部消防長

南会津方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	南会津方面 (南会津建設事務所管内) 南会津建設事務所長 南会津地方振興局県民環境部長 南会津町長 下郷町長 檜枝岐村長 只見町長
(消防)	南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長

相双方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	相双方面 (相双方建設事務所管内) 相双方建設事務所長 相双方地方振興局県民環境部長 南相馬市長 相馬市長 新地町長 広野町長 檜葉町長 富岡町長 川内村長 大熊町長 双葉町長 浪江町長 葛尾村長 飯館村長
(消防)	相馬地方広域消防本部消防長 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長

いわき方面

方部名 (県関係) 会長 副会長 構成機関 (関係市長)	いわき方面 (いわき建設事務所管内) いわき建設事務所長 いわき地方振興局県民部長 いわき市長
(消防)	いわき市消防本部消防長

福島県水災害対策協議会幹事会構成員

県北方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	県北建設事務所担当部長 県北地方振興局担当課長 県北建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	福島市関係課長 二本松市関係課長 伊達市関係課長 本宮市関係課長 国見町関係課長 川俣町関係課長 桑折町関係課長 大玉村関係課長
(消防)	福島市消防本部担当課長 伊達地方消防組合消防本部担当課長 安達地方広域行政組合消防本部担当課長

県中方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	県中建設事務所担当部長 県中地方振興局担当課長 県中建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	郡山市関係課長 須賀川市関係課長 田村市関係課長 鏡石町関係課長 天栄村関係課長 石川町関係課長 玉川村関係課長 平田村関係課長 浅川町関係課長 古殿町関係課長 三春町関係課長 小野町関係課長
(消防)	郡山地方広域消防組合消防本部担当課長 須賀川地方広域消防本部担当課長

県南方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	県南建設事務所担当部長 県南地方振興局担当課長 県南建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	白河市関係課長 西郷村関係課長 泉崎村関係課長 中島村関係課長 矢吹町関係課長 棚倉町関係課長 矢祭町関係課長 埴町関係課長 鮫川村関係課長
(消防)	白河地方広域市町村圏消防本部担当課長

会津若松方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	会津若松建設事務所担当部長 会津地方振興局担当課長 会津若松建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	会津若松市関係課長 会津坂下町関係課長 湯川村関係課長 柳津町関係課長 会津美里町関係課長 三島町関係課長 金山町関係課長 昭和村関係課長
(消防)	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部担当課長

喜多方方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	喜多方建設事務所担当部長 会津地方振興局担当課長 喜多方建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	喜多方市関係課長 北塩原村関係課長 西会津町関係課長 磐梯町関係課長 猪苗代町関係課長
(消防)	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部担当課長

南会津方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	南会津建設事務所担当部長 南会津地方振興局担当課長 南会津建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	南会津町関係課長 下郷町関係課長 檜枝岐村関係課長 只見町関係課長
(消防)	南会津地方広域市町村圏組合消防本部担当課長

相双方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	相双方建設事務所担当部長 相双方地方振興局担当課長 相双方建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	南相馬市関係課長 相馬市関係課長 新地町関係課長 広野町関係課長 檜葉町関係課長 富岡町関係課長 川内村関係課長 大熊町関係課長 双葉町関係課長 浪江町関係課長 葛尾村関係課長 飯館村関係課長
(消防)	相馬地方広域消防本部担当課長

いわき方面

方部名 (県関係) 会長 副会長	いわき建設事務所担当部長 いわき地方振興局担当課長 いわき建設事務所担当課長
構成機関 (関係市長)	いわき市関係課長
(消防)	いわき市消防本部担当課長

県中方部水災害対策協議会幹事会

方 部 名	県 中 方 部 (県中建設事務所管内)
(県 関 係) 会 長 副会長	<p>県中建設事務所企画管理部長</p> <p>県中地方振興局県民環境部県民生活課長</p> <p>県中建設事務所管理課長</p>
構成機関 (関係市町村)	<p>郡山市河川課長</p> <p>郡山市防災危機管理課長</p> <p>須賀川市生活課長</p> <p>田村市生活環境課長</p> <p>田村市建設課長</p> <p>鏡石町総務課長</p> <p>天栄村総務課長</p> <p>石川町町民生活課長</p> <p>玉川村住民課長</p> <p>平田村住民課長</p> <p>浅川町総務課長</p> <p>古殿町生活福祉課長</p> <p>三春町総務課長</p> <p>小野町町民生活課長</p> <p>小野町地域整備課長</p>
(消 防)	<p>郡山地方広域消防組合消防本部消防課長</p> <p>須賀川地方広域消防本部警防課長</p>

県中方部水災害対策協議会設置要綱

(目 的)

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るものとする。

また、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があることから、多様な関係者が連携して、県中方部における洪水氾濫による被害等を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、県中方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災対策に関する事項
 - ア 対象河川は、県中方部における県管理指定区間の一級河川及び二級河川である別表-1のとおりとする。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ウ 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - エ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
 - カ 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項。

(運 営)

第3条 協議会は、別表-2に定める者で構成する。

- (1) 会長は福島県県中建設事務所長、副会長は福島県県中地方振興局県民環境部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹 事 会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別表-3に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、年間行動計画の策定、実施

内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。

- (2) 幹事長は福島県県中建設事務所企画管理部長、副幹事長は福島県県中地方振興局県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び幹事会において、アドバイザーとして別表－4の機関の職員を招請する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県県中建設事務所管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表－1 (第2条関係) 対象河川

阿武隈川	移川	実沢川	紫川	五百川	石筵川
七瀬川	日沢川	白岩川	天神川	藤田川	後庵川
桜川	八島川	御祭川	逢瀬川	馬場川	南川
南川放水路	大久保川	大滝根川	谷田川	黒石川	蛇沢川
牛糞川	蛇石川	樋渡川	町尻川	牧野川	堀越川
桧山川	笹原川	鶴巻川	西ノ川	多田野川	滑川
岩根川	神明川	釈迦堂川	稲川	江花川	簀ノ子川
隈戸川	竜田川	第2竜田川	後藤川	取上川	初瀬川
鈴川	泉郷川	金波川	社川	今出川	北須川
平田川	飛鳥川	矢武川	殿川	猪苗代湖	舟津川
中地川	中川	小谷川	菅川	常夏川	鶴沼川
赤石川	大草川	高瀬川	古道川	南川	山口川
夏井川	十石川	九竜滝川	右支夏井川	大倉川	黒森川
車川	梵天川	沢木目川	鮫川	小松川	大久田川
大平川	九竜川	組矢川			

計 87河川

別表－2 (第3条関係) 協議会構成員

県 会 長 副会長	県中建設事務所長 県中地方振興局県民環境部長
市町村	郡山市長 須賀川市長 田村市長 鏡石町長 天栄町長 石川町長 玉川村長 平田村長 浅川町長 古殿町長 三春町長 小野町長
消 防	郡山地方広域消防組合消防本部消防長 須賀川地方広域消防本部消防長
気象庁	福島地方気象台長

別表－3 (第4条関係) 幹事会構成員

県 幹 事 長 副幹事長	県中建設事務所 企画管理部長 県中地方振興局 県民生活課長 県中建設事務所 管理課長
市町村	郡山市防災危機管理課長 郡山市河川課長 須賀川市生活課長 田村市生活環境課長 田村市建設課長 鏡石町総務課長 天栄村総務課長 石川町町民生活課長 玉川村住民課長 平田村住民課長 浅川町総務課長 古殿町生活福祉課長 三春町総務課長 小野町町民生活課長 小野町地域整備課長
消 防	郡山地方広域消防組合消防本部消防課長 須賀川地方広域消防本部警防課長
気象庁	福島地方気象台 防災管理官

別表－4 (第5条関係) アドバイザー

国土交通省	東北地方整備局河川部 東北地方整備局福島河川国道事務所 東北地方整備局三春ダム管理所
-------	--

